

リフォーム・改築工事

保証書

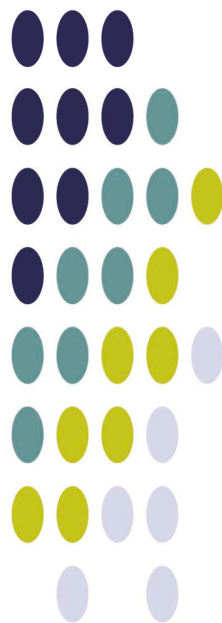
当社施工の下記リフォーム・増改築工事に関し瑕疵保障基準に記載の通り、保証いたします。

現場名 : 様邸

工事部位 :

完成引渡し : 平成 年 月

保証期限 : 平成 年 月



株式会社ライフデザイン

大阪府堺市北区北花田町4-105-11

TEL : 072-250-7518

フリーダイヤル : 0120-408-402

瑕疵保証基準

株式会社 ライフデザイン

保証期間

完成引き渡し月から起算した、保証基準に記載の保証期間。

保証内容

- ① 工事の結果が原因となって工事終了後に生じた事故（生産物事故）。
- ② 生産物事故発生時の対人・対物事故と同時に発生した完成後（修理後）物件自体の損壊。
完成後物件単独の損害については対象となりません

適用除外

次の各号の一に該当する場合は、保証の適用を除外します。

- ① 地震、洪水、津波、台風、暴風雨、豪雨などの**自然現象**による場合。
- ② 地盤の変動、土砂崩れ等の**地盤の組織、地質又は地形に起因**した場合。
- ③ 火災、爆発、暴動等**偶然かつ外来の事故**による場合。
- ④ **他業者**が増改築や別途工事を行った行為が起因で生じた場合。
- ⑤ 住宅の所有者又は使用者が**維持管理を誤って使用**した場合。
- ⑥ **注文者の支給**による材料及び機器具を誤って使用した場合。
- ⑦ 自然の消耗、摩擦、さび、かびで変色・乾燥・縮みなど**材料の自然の特性**により生じた場合。
- ⑧ 建物の使用上影響のないもので、工事契約時に実用化されていた材料及び技術で
予防することが困難な現象又はこれが原因で生じた場合。

手続き

- ① 施主が瑕疵を知った時は、速やかに当社に**申し出る**ものとする。
- ② 申し出にもとづき、当社の係員が**現地調査**を行う。現地調査の際、施主は当社係員に
当保証書を提示するものとする。
- ③ 査定の結果、認定された事項については当社が**無償にて補修施工**を行う。
施工を終えた時は両者立会いの上、検査を行う

商品保証基準

住宅に使用した商品については、**メーカー保証のある場合**に限り、**メーカー指定の保障期間**に関して**メーカーの責任**において保証するものとする。